

非会員事業者に係る助成金交付要綱

公益社団法人佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会（以下「佐ト協」という。）が、佐ト協非会員事業者（以下「非会員事業者」という。）に対する助成金の交付に関する必要事項を定めることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 対象となる事業者は、佐賀県内において貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く）を営む者とする。

(対象助成事業)

第3条 対象となる助成事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 環境対応車導入助成費
- (2) アイドリングストップ支援機器導入助成費
- (3) EMS用機器等システム設置助成費
- (4) EMS用機器等導入助成費
- (5) 衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成費
- (6) 安全装置等導入助成費
- (7) 突発性運転不能障害疾患予防対策助成費
- (8) 信用保証料助成費
- (9) 技能講習等受講助成費
- (10) SASスクリーニング検査助成費
- (11) 大型・中型・準中型・けん引免許取得助成費

(助成金額)

第4条 助成金額は、非会員事業者が当該年度に新たに行う第3条の各事業に対して、協会非加入率で算出することとする。ただし、国の補助金の合計が機器等の価格を超えない範囲とする。

- 2 初年度の協会非加入率は20%とし、以降、必要な都度見直すこととする。
- 3 対象期間内に予算額に達した場合は、その時点で助成を終了することができるものとする。
- 4 交付額には消費税は含めないものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 非会員事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、原則として当該年度の2月末日までに、第3条に掲げる各事業の「助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」に必要事項を記入の上、請求書及び領収書等の写しなど（リースの場合は、リース契約書の写し）を添え、佐ト協へ申請するものとする。

- 2 申請に必要な資料は、次に掲げるものとする。
 - (1) 運送事業の許可証・認可証
 - (2) 登記簿謄本
 - (3) 車両台帳
 - (4) 運転者台帳
 - (5) 社会保険及び労働保険加入に係る書類（納付書等）

(6) その他必要と認めるもの

(助成金の交付)

第6条 佐ト協は、前条の助成事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第7条 助成を受けた非会員事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器等を管理しなければならないものとする。

2 交付の対象となった機器等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、佐ト協は、当該機器等に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令、若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に当該事業者へ交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

(機器等の処分制限)

第8条 交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならないものとする。

2 前項に規定する処分を行うときは、あらかじめ佐ト協の承認を得なければならないものとする。

(保存期間)

第9条 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要事項は佐ト協が別に定めるものとする。

(附則)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。